

司法院釈字第 533 号（2001 年 11 月 16 日）*

争 点

全国民健康保険における特約医療サービス機構契約によって生じた紛争については、如何なる訴訟手続に従って救済を求めるべきか。
(全民健康保險特約醫事服務機構契約所生之爭議，應依何種爭訟程序尋求救濟？)

キーワード

国民健康保険（國民健康保險）、特約医療サービス機構（特約醫療服務機構）、行政契約、行政争訟、訴訟権

解釈文：憲法第一六条は、人民の訴訟権を保障しなければならないとしている。その目的は、人が、その権利が侵害されたとき、法定の手続に従って訴訟を提起し救済を求めることがある。中央健康保険局は、その組織法規によれば国家機関であり、その法定職権を執行するため、全国民健康保険の医療サービスに関する事項の処理につき、各医療サービス機構と全国民健康保険特約医療サービス機構契約を締

結し、被保険者に対し特約医療保険サービス機構が医療保健サービスを提供することを約束し、もって国民健康の促進や公共利益の増進という行政目的を達成する。それゆえに、当該契約は行政契約の性質を有する。締約の両方は、契約の内容につき争議が生じ場合は、公法上の争訟事件となる。中華民国八七年(1998 年)一〇月二八日に改正公布された行政訴訟法第二条によれば、「公法上の争議は、法律に特別な規定がある場合

*翻訳者：簡玉聰

を除けば、本法により行政訴訟を提起することができる」。第八条第一項によれば、「人民は、中央や地方の機関との間に、公法上の原因によって生じた財産上の給付又は行政処分作成請求以外のその他の非財産上の給付につき給付訴訟を提起することができる。公法上の契約によって生じた給付は、また同様とする」。これらの規定は、行政訴訟の手続に従って救済を求めなければならないとする。保険医療サービス機構は、中央健康保険局と前述の契約を締結することによって、契約履行上の争議が生じた場合、全民健康保険法第五条第一項が定めた手続に従って審議を請求し、審議の結果に対しなお不服があれば、当然法律により行政争訟を提起することができる。

解釈理由書：憲法第一六条は、人民の訴訟権を保障しなければならないとしている。その目的は、人が、その権利が侵害されたとき、法定の手続に従って訴訟を提起し、公平な審判を受け、もつて適切な救済をえることにある。

具体的な事案の訴訟がいったい普通の訴訟手続又は行政訴訟手続に従って行われるべきかは、立法機関によって訴訟事案の性質及び既存の訴訟制度の機能等を勘案したうえ設計されなければならない。わが国の民事訴訟および行政訴訟の審理は、現行法律の規定によれば、異なる性格の裁判所によって別々にして行われており、二元的訴訟制度をとっている。法律に特別な規定がある場合を除けば、私法関係によって生じた紛争については普通の裁判所に審理され、公法関係によって生じた争議は、行政裁判所に審理される（本院釈字第 466 号を参照）。

行政機関は、その法定職権にもとづき、行政目的を達成するため行政契約で人民と約束して、相手方に特定の給付を行わせることができる。これをもって、当該行政機関の職務執行に資するとともに、行政機関も相応の給付義務を負うことになる（行政程序法第一三七条第一項第一号および第二号を参照）。国家は、全国民健康保険を扱い、医療保健サービスを

提供し、もって国民健康を増進させるために（全民健康保険法第一条参照）、全民健康保険法第三条、第六条の規定により、行政院衛生署が中央健康保険局を保険人として設置し、全国民健康保険の業務を扱わせる。かつ中央健康保険局は、全民健康保険法第五十五条の規定により、保健医療サービス機構と全民健康保険特約医療サービス機構契約を締結し、保険の有効期間に疾病、傷害、出産事故が発生した場合、特約医療サービス機構が全民健康保険法第三一条および全民健康保険医療辦法により保険の対象に外来または入院診療サービスを提供し、これを中央健康保険局の保険給付とする（全民健康保険法第二条）。全国民健康保険が、強制的な社会保険であり、全国民の福祉に大きく関連し、公法の性質を有することは、すでに本院釈字第 524 号、473 号および 472 号解釈においてかなり明確に解釈されている。中央健康保険局は、保健医療サービス機構と全民健康保険特約医療サービス機構契約を締結する。当該契約は、一方として特約医療サービス

機構が保険対象に医療サービスを提供し、他方として中央健康保険局がその査定した医療費用を支払うことを主要内容とする。かつ、全民健康保険特約医療サービス機構契約第一条の規定の趣旨によれば、中央健康保険局の費用給付の目的は、全民健康保険法暨施行細則、全民健康保険醫事服務機構特約及管理辦法、全民健康保険醫療辦法等の公法的性格を有する法規により、特約医療サービス機構に医療サービスを提供させ、国民健康の促進および公共利益の増進という行政目的を達成させることにある。また、特約医療サービス機構が確實にその医療サービス提供義務を履行することを確保し、および中央保険局の各種の保険行政業務に協力するために、契約において契約履行のために中央健康保険局が必要な指導を行うことができることを明確に規定し、このほか、行政目的を貫かせるために、全民健康保険法は、また中央健康保険局が特約医療サービス機構に過料を科す権限を定めており、契約当事者の中央健康保険局に優勢な地位を持たせるため、当

該契約は、行政契約の性格を有するのである。締約の両方が契約の内容に対し争議が生じた場合、当然に公法上の争訟事件となる。中華民国八七年（1998 年）一〇月二八日に改正公布された行政訴訟法第二条によれば、「公法上の争議は、法律に特別な規定がある場合を除けば、本法により行政訴訟を提起することができる」。第三条によれば、「前条にいわれる行政訴訟とは、取消訴訟、確認訴訟および給付訴訟をいう」。第八条第一項によれば、「人民は、中央や地方の機関との間に、公法上の原因によって生じた財産上の給付又は行政処分作成請求以外のその他の非財産上の給付につき給付訴訟を提起することができる。公法上の契約によって生じた給付は、また同様とする」。これらの規定からすると、訴訟制度はすでに完備に至り、本件の申立人の特約医療サービス機構と中央健康保険局が締結した契約の内容によって生じた争議が公法上の事件である以上、当該医療サービス機構は、全民健康保険法第五条第一項に定める手続に従って審議を提起し審議

の結果なお不服があれば、当然法律により行政争訟を提起することができます。

全民健康保険法は、八三年（1994 年）八月九日に制定された法律である。その第五条第一項は、「本保険の被保険者、保険加入単位および保健医療サービス機構が保険人によって査定された事案に対する争議事項を審議するために、全民健康保険争議審議委員会を設置しなければならない」とし、第三項は、「被保険者および保険加入単位が争議事案の審議に不服がある場合には、法律により訴願及び行政訴訟を提起することができる」と定めている。保健医療サービス機構が全民健康保険争議審議委員会の審議結果に不服がある場合に、如何なる訴訟ルートにしたがって救済を求めるべきかは規定を置いていない。中央健康保険局が前述した全民健康保険特約医療サービス機構契約において特約医療サービス機構と合意して民事訴訟管轄裁判所を決定することは（本院釈字第 466 号解釈参照）、もともと議論されうること

ではないが、行政訴訟新制度が実施されてからは、当然行政争訟手続きに従って解決されるべきである。

本解釈は、吳庚大法官による補充意見書がある。